

第6回会合における構成員からの主なご意見

2020年9月30日
事 務 局

裁判所による命令の創設に関するご意見

- 裁判所がコンテンツプロバイダに対してアクセスプロバイダの特定を命令するという点について、コンテンツプロバイダの負担が増える可能性がある。非訟手続であれば、裁判所において、専門委員を選任するなど何らかの外部の知見も取り入れたりすることもできるのではないか。【北條構成員】
- 裁判所による提出命令の創設を考える際、コンテンツプロバイダの負担を考慮する必要がある。実務上、作業量が膨大なケースや、ログの特定作業がかなり難しく特定できないケースもあるので、請求者側の弁護士に頼らず、コンテンツプロバイダのみでどうやって特定していくのかは注意して検討しなければならない。【北澤構成員】
- 裁判所に専門委員を設置する場合、専門性が高いため全国に設置するのは難しいかもしれないので、特定の裁判所に設置するような体制を整える必要がある。【大谷構成員】
- アクセスプロバイダをどうやって特定するのかという点が非常に重要。ただし、専門委員の設置に関しては、従来の専門委員の役割は、訴訟等の場合、争点整理等との関係で裁判所を補助することであり、鑑定人のような形で評価を下してそれを直接裁判に使うというようなことは、必ずしも専門委員に期待されていたことではない。この手続においてアクセスプロバイダの特定そのものを行う場合、従来考えられてきた専門委員よりもさらに踏み込んだ形での関与ということになるので、少し検討が必要。【垣内構成員】
- 迅速なログ保全のためには、コンテンツプロバイダが開示判断を争うべきだと考えているときでも、ひとまず、アクセスプロバイダの特定に資する情報の確保や提供は先行して行い、実際の開示判断については、十分に主張し、審理を尽くした上で手続を進めることが可能となるような順番でフローを考える必要がある。提供命令の発令に時間がかかるとログが消去されてしまうため、アクセスプロバイダとコンテンツプロバイダ間をスムーズに連結する流れを併せて考えなければいけない。【大谷構成員】
- 提供命令と消去禁止命令の発令要件をどういう形で考えるのかということが非常に重要な問題。現在の仮処分よりも迅速な形で判断し、命令が発令できるような要件立てを考えていく必要がある。【垣内構成員】
- 提供命令と消去禁止命令については、ログが消去されるおそれがあるために迅速に発令する必要があり、発信者を特定できる情報が請求者側に開示されるわけではなく、発信者側の不利益も限定的なので、簡易迅速な手続を導入すべきであることは理解できる。他方で、【資料6-2】6頁の仕組みを前提とすれば、開示命令について判断する際にはすでにログが保全されているのだから、開示命令については、訴訟手続等のより慎重な手続で行い、十分な審理の機会を保障することも選択肢として考えられるのではないか。【栗田構成員】

裁判所による命令の創設に関するご意見

- 開示命令のプロセスについて、コンテンツプロバイダのみに対する開示命令を求めて、コンテンツプロバイダから情報の開示を受けて一度手続を終わらせ、その後改めてアクセスプロバイダに対して開示命令を申し立てるという方法のほうが、コンテンツプロバイダ・アクセスプロバイダへの開示手続を1つにするよりも、手続が迅速になる場合があるのではないか。【清水構成員】
- ログ保存の確実性を優先するために、提供命令と消去禁止命令について、従来よりも要件を緩和して迅速化を図ることは賛成だが、その後の開示命令については、必ずしも非訟を前提としてということではなく、訴訟の可能性も捨て去るべきではない。決定手続の中で民事訴訟法を準用して審理を尽くすというやり方もあり得るのではないか。【若江構成員】
- 最終的な被害回復である損害賠償請求のための前段階の手続である開示決定までは迅速に行うということも非常に重要な価値であり、そこに大きな負担や時間がかかるということは望ましくないというのは十分理解できる。反面、発信者情報開示が、表現の自由との関係やプライバシーの関係などの重要な価値に関わる部分もあるため、最終的な開示決定に関して、ある程度慎重な判断がされるべきであるという考え方も非常によく理解できるため、どこでバランスを取ればいいのか非常に悩ましい。【垣内構成員】
- 開示命令のプロセスと提供命令・消去禁止命令のプロセスの2つは、要求される迅速性の程度に差があることを前提として制度設計を考えていくべきである。提供命令・消去禁止命令のプロセスについては、相対的に緩やかな要件で認めることや非訟手続にすることも考えられるが、開示命令のプロセスについては、表現の自由や裁判を受ける権利の保障等を考慮し、より慎重な手続として、2段階の手続にすることも検討すべきである。【栗田構成員】
- 最終的な開示命令について、コンテンツプロバイダが持っている発信者を特定するための手段として用いられた通信に関する様々な情報を全て開示するのか、それとも、発信者の氏名住所等の発信者の特定に直接役立つものだけを開示するのかという点は考慮の対象。【垣内構成員】
- 開示命令のプロセスに関する迅速性については、発信者が誰かわからない状態でも可能であるコンテンツプロバイダに対する送信防止措置請求など、損害の拡大を防止する他の方法との関係も考えた上で検討する必要がある。【栗田構成員】
- 裁判所による命令の創設そのものについては、検討を進めていくべきだが、現在法律で認めている実体法上の請求権について、これを廃止するという点については引き続き検討が必要。【垣内構成員】

裁判所による命令の創設に関するご意見

- 非訟手続を導入する場合でも、実体法上の請求権は残した併存方式が望ましい。第1に、これまで被害者の権利として認められていたものが手続上都合がいいからというだけの理由でなくしてしまうことに違和感。第2に、任意開示の促進との関係でも、実体法上の請求権がなくなれば、プロバイダ側は開示しなくなると思う。第3に、請求権を残す構成にすれば、既判力がなくなるという問題も解決する可能性があるのではないか。仮に異議の訴えの訴訟に移行する手続を用意しておけば、異議の申立てを提起しないで、そのまま確定した場合というのは判決と同じ効力を発生させることもあり得ると聞いている。第4に、海外事業者への送達についても、請求権を残したとしても、ログの保存の段階では問題がないのではないか。【若江構成員】
- 実体法上の請求権をなくすということについて躊躇を感じる。仮に実体法上の請求権を残す場合、最終的にはどこかの形で訴訟手続を残さざるを得ないため、それをどのような形で保障するのかについては幾つかのパターン・方法があると思う。例えば、第一段階では決定手続で、その決定手続に対して異議の訴えを提起する余地を認めておくというような形で、訴訟手続を保障するというような組み合わせなどがある。【垣内構成員】
- 実体法上の請求権を残すと、裁判手続で開示請求を行う際に、削除の請求も一緒にできる余地が出てくると思う。新たな非訟手続で開示請求ができるとした場合でも、削除は別の手続でやらなければならない場合、別に裁判を起こしていく必要があり、二重の手続になる可能性があるため、請求権を残しておけば、この点も解消できる余地がある。【清水構成員】
- 実体法上の権利として残すかどうかについて、権利としたこと自体がもともと便宜上のものと思うため、権利であること自体が所与の前提でもないのではないか。【上沼構成員】
- 最終的な裁判所の開示命令について、裁判所の判断の検証可能性が必要ではないか。現状でも、仮処分段階のものは公開されないため、どういう判断で開示が認められているのか確認しづらい。権利侵害の明白性を裁判所がどう判断しているのかは検証ができる必要があると思うため、公開を前提とする訴訟としての道を残したほうがよいかもしれない。【上沼構成員】
- 提供命令と消去禁止命令について、コンテンツプロバイダが提出したIPアドレスによって特定したアクセスプロバイダが海外事業者であった場合などについて議論がされていないのでもう少し検討しなければならない。【北條構成員】
- 新制度がどういう考えに基づいているかという、仮処分と本案訴訟の現行の2回の手続を1回で解決できないかという問題と、ログの保存期間の問題の2点を解消するという問題意識があると考えており、この2点を解消するための制度であれば、総論的には賛成。ただし、非訟手続の場合、これらは解決できるが、例えば今まで訴訟手続で匿名性を失うという制度であったものが、今度は訴訟よりも軽い手続で開示がされることになり、今よりも匿名性が失われやすくなる可能性がある。【北澤構成員】

新たな手続における当事者構造に関するご意見

- 開示命令について、基本的にコンテンツプロバイダとアクセスプロバイダが一緒に手続を進めることになると思うが、どちらがどのように意見照会を行うのか、整理が必要ではないか。【北澤構成員】
- 当事者構造について、非訟手続という性質上、双方が対立的になる必然性はないが、現在検討しているのは、プロバイダに対して開示の義務を課すという手続のため、プロバイダの手続保障という意味でも、プロバイダを当事者とするのが望ましいのではないか。【垣内構成員】
- 実際には特定に必要な情報や様々な事実関係について承知しているのはもっぱら申立人とプロバイダであり、裁判所が全て職権で解明するのは難しい。非訟事件手続法において、当事者には審理に従って誠実に手続を遂行すべきであることや、迅速な審理や裁判の実現のために事実の調査等に協力するといったような責務が規定されているため、実際に特定に必要な情報や事実関係について承知しているプロバイダを当事者として必要な資料等の提出を行わせることは必要。【垣内構成員】
- アクセスプロバイダに発信者の代弁をさせるのは厳しいと思う。現状、真面目なアクセスプロバイダが事実上代弁しているが、代弁を義務として負担を重くするのは無理がある。新たな手続における当事者構造を考えるに当たって、発信者への意見照会を裁判所が行うという構造にもできるはずなので、アクセスプロバイダは裁判所の照会をリレーするだけにして、逆に負担を軽くするほうがよいと思う。【丸橋構成員】
- 現行制度では、発信者への意見照会の要否の判断はプロバイダが行うことになっているが、新しい制度の設計に当たっては、意見照会を裁判所が行う制度にすることも考えられる。制度設計に際しては、意見照会の要否をプロバイダが判断したほうがよいのか、それとも裁判所に判断させたほうがよいのかという点についても考慮すべき。【栗田構成員】
- 事実上、アクセスプロバイダを介さなければいけないかもしれないが、アクセスプロバイダに意見照会の義務を課すのではなく、裁判所が発信者に対して意見照会をする手続も考えてよいのではないか。【栗田構成員】
- 裁判所が意見照会を行う場合には、裁判記録の中に当事者の住所、氏名が記録されることになるので、實際上難しい。【清水構成員】
- アクセスプロバイダが意見照会して権利侵害の明白性の立証に資する文書を発信者からもらっても、それを提出すると相手側に発信者の身元を特定されてしまう場合があるという問題があるので、この点について、裁判所側で留め置く仕組みがうまく作れないか。【丸橋構成員】

発信者の権利利益の保護に関するご意見

- 開示命令のプロセスと提供命令・消去禁止命令のプロセスにおいて、どこで発信者の利益保護を図るのかということが問題。提供命令・消去禁止命令は迅速性が求められることや、発信者の個人情報被害者側に渡ることではないので、この段階における手続保障というのはそこまで高度なものが求められない一方、開示命令に関しては、手続保障を厚くする必要があるため、補助参加に準ずるような形での参加というのも当事者が望めば認めてもよいのではないかと【前田構成員】
- 最終的な開示の場面では、発信者の利害関係が非常に重大になるため、それをどのような形で手続に反映させるのかという問題は非常に重要。普通であれば、発信者が争う気がないのであれば積極的に手続に関与したいということも無いと思うが、発信者が自ら意見を主張したい場合に、それをプロバイダを介する形だけに限定しておくことで本当にいいのかどうかは問題。他方で、本来であれば利害関係参加のような形で発信者が参加人として手続に関係できれば望ましいが、匿名のまま参加人としての手続遂行ができるかどうかは難しい。ただし、書面の提出等については、プロバイダを介在させず、匿名で直接書面を提出するようなことができないか【垣内構成員】
- 手続主体としての関与では発信者の権利利益の保護が難しい場合、ほかの方法でこの点を手続に反映させることができないかということが問題になる。発信者情報開示については従来、訴訟あるいは仮処分で行ってきたところ、新しい手続を考える際、決定手続とはいっても非訟事件なのかどうかというのは検討の余地がある問題だと考えている。ただし、発信者の権利利益の保護という観点からすると、発信者自らが実質的には非常に利害関係を持っているにもかかわらず、手続主体としては出てこれないため、発信者の権利利益について裁判所が後見的に配慮するというような観点から、裁判所の職権性が強い非訟事件手続のほうが適切であるという考慮もあり得るのではないかと【垣内構成員】
- 正当な表現であるときの発信者の匿名性をどう守るかという点から考えれば、当事者構造としては、最初の当事者はコンテンツプロバイダにならざるを得ないと思う。匿名で裁判を受ける権利というのは従来想定されておらず、実質的な利害関係人である匿名の発信者の権利利益を裁判手続として保障することは非常に難しい。現在は匿名者の利益は意見照会と通信の秘密で事実上守られているので、それをこの新しい裁判手続でも基本的には変える必要はないのではないかと。もし、もう少し踏み込むのなら似たような制度として、著作権法の118条では、無名または変名の著作物に関して、出版社が自己の名をもって無名または変名の著作者の代わりに権利行使ができる制度があるので、このように匿名の発信者の権利利益をプロバイダが代弁することを制度化することなどが考えられるのではないかと【上沼構成員】
- 匿名で中傷している発信者を特定したいというケースにおいて、現状の意見照会以上に保護する必要があるのか。最終的に身元が特定されたとしても、権利侵害かどうかをさらに争うことができるため、その保障で十分ではないかと【清水構成員】

発信者の権利利益の保護に関するご意見

- 中傷しているかどうかを判断するのは最終的に裁判所の判断があって初めて分かるため、匿名の発信イコール中傷とはならない点に注意が必要。【北澤構成員】
- 発信者の権利利益の保護が重要であることについては全く異論はないが、発信者が提供命令や消去禁止命令のプロセスに関与するということをどの程度望んでいるのか。匿名表現の発信者が裁判所に呼ばれること自体が表現に対する萎縮的な作用を持たないのかということが気になるため、発信者の利益の擁護や手続保障と同時に、発信者に対して過度な負担が生じないようにするというような配慮も必要。【鎮目座長代理】
- 発信者に過度な負担にならないような形で、しかし、関与を積極的に希望する発信者がいるような場合の受皿をどう考えるのが問題。【垣内構成員】

新たな裁判手続の濫用の防止に関するご意見

- 現行制度でも意見照会自体で表現の萎縮が発生している一方、意見照会というプロセスは必須だと思う。今までは請求者側の弁護士が節度を持って実務を行ってきた、性善説に基づいた制度だったと思うが、意見照会による表現の萎縮を濫用されないようにすることは、制度設計に当たって気をつけたいといけない。【北澤構成員】
- 非訟手続の場合、請求者側にとってノーリスクで請求できてしまうため、取下げや蒸し返しなどの濫用をどう防ぐのかは注意しなければならない。恐らく信義則等で対応ができるんだろうと思うが、あくまで信義則は例外であり、制度としては蒸し返しを許すことになってしまう。【北澤構成員】
- 手続の濫用の防止に関して、手続上のアクセスが容易になることで濫用の可能性が増えるというのは、確かに抽象論としてはあり得るが、例外的な濫用の可能性を考え過ぎて、アクセス自体のハードルを上げるというのは賛成できない。【上沼構成員】
- 仮に非訟事件にすると蒸し返しが可能であるという点に関しては、プロバイダから濫用的な申立てであるという旨の主張をしていただくことにならざるを得ないのではないか。【上沼構成員】
- 意見照会が濫用的に使われているという問題については、現状であっても、必要がなければ意見照会は必ずしも行わなくてよいということになっているので、明らかに濫用的な申立てだと思えば、意見照会の必要はないため、そこまで気にしなくてもよいのではないか。【上沼構成員】
- 現在でも仮処分は訴訟ではないので、理論的には既判力によって再訴や再度の申立てが遮断されることにならないが、その上でどの程度蒸し返しがあるのかといった実情も勘案する必要がある。【垣内構成員】
- 濫用の問題については、現行制度で実際に問題が起きている以上、新たな制度論の中でもある程度注意しないといけないと考えている。【北澤構成員】
- 意見照会が萎縮になる問題については、今の逐条解説でも要件を満たさないときは意見照会しなくてもいいという記載があるが、この判断をするのが非常に難しく、例えば仮に開示となった場合に、発信者からなぜ意見照会してくれなかったのかと言われた場合に、どういうリスクあるのかという問題があり、実務上難しい。【北澤構成員】
- 実際、現行の仮処分で蒸し返しがそれほど起きていないのは、ログの保存期間の問題により、蒸し返しても、時間が経つと情報が消えてしまっているため、あまり意味がないという実情があるためだと考えている。ただし、今後、新制度になると、最終的な開示の対象になるアクセスプロバイダが保有する契約者情報は、この手続が終わった瞬間にタイミングよく解約して情報が消えるというわけではないため、ある程度蒸し返しのメリットが出てきてしまうことを懸念している。【北澤構成員】

海外事業者への対応に関するご意見

- 海外事業者の送達の問題について、請求権を残す構成にすると、最終的な開示命令では送達が必要だが、ログの消去禁止の命令については、告知で済む形にしても問題がなく、ログ保存については迅速に問題が解決するのではないか。【若江構成員】
- 海外事業者への対応に関して、非訟手続にすることによって今よりも楽にはなるが、例えそうだとした場合、海外事業者が日本で日本向けにサービスを提供しているときに、海外事業者に対する請求にだけハードルを上げていいのかという問題が残るため、その点は引き続き議論の必要がある。【上沼構成員】
- 海外事業者への対応に関して、第一段階が決定手続である限りは、決定手続における申立書の送付等について、送達ではない、より簡易な方法によるという可能性は訴訟の場合と違って残ると思うので、そういう面では実体法上の請求権を残すかどうかというのと、直ちには結びつかない。【垣内構成員】

裁判外開示に関するご意見

- 非訟手続になり、プロ責法4条1項がなくなると、任意開示がどうなるのが気になる。現状、なぜ任意開示しているかというと、法的な義務があるため、リスクを負って開示しているという側面がある。もしプロ責法4条1項がなくなると、任意開示が法的な義務でなく請求者側からのお願いになるにもかかわらず誤開示のリスクは残るため、企業の合理的なリスク判断をすると、裁判外では開示を拒否し、裁判所の請求が来た段階で任意開示するか、争うか検討すればいいというような判断になると思う。もし4条1項をなくすとすると、今ある任意開示をどれだけ減らさないようにするのかという点に注意しないといけない。【北澤構成員】
- 裁判外の開示という点に関して、実体法上の請求権を残す方がいいと思う。【清水構成員】
- 任意開示について、開示したプロバイダが免責を受けられるかどうかという点が大きな問題。【北條構成員】